

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業		事務事業名 企業立地振興補助金	
区分	番号	名称	
章	3	大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち	
節	1	活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる	
施策	2	域内経済循環の基礎となる複合的産業基盤の形成	
小分類	3	企業誘致の推進	
主要な施策	1	地域に融合できる企業誘致の促進	
事務事業番号	001	事務事業コード 31231001	事業開始年度 昭和 6 0 年度 事業終了年度 平成 - 年度
会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名 企業誘致等経費	
部 名	観光経済部	グループ名	商工労政 G
統合前または名称変更前の事業名			

事務事業の目的と成果	
目的	(事務事業の実施目的を具体的に記載してください) 市内における企業の立地及び産業振興を促進するため、市内に事業場を設置するものに対し助成措置を行い、地域経済の活性化と雇用機会の増大を図ることを目的とする。
手段 (事業の内容・活動)	(目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください) 新たな企業立地を促進させるため、次の要件を満たす場合に固定資産税・都市計画税相当額及び新規の雇用者数に対して補助金を交付する。 対象業種 物の製造又は加工を行う施設、先端技術関連施設、ソフトウェアハウス 要件 市内に対象業種の工場等を新設又は増設する場合 家屋、償却資産の取得価格が3千万円を越えるものであること 新たに雇用する従業員が、新設で10人以上、増設では5人以上であること 措置内容 建物、償却資産及び土地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額を3年度分補助し、新たに雇用された従業員数に10万円を乗じた額(1千万円上限、単年度限り)を補助する。 なお、平成23年3月に登別市企業立地振興条例の一部を改正し、企業立地と雇用機会拡大の一層の促進を図るため、対象業種の拡大を行ったほか、固定資産税及び都市計画税相当の補助金の交付から課税免除への措置変更、雇用補助金の拡大等を行った。
成果	(事務事業の実施成果を具体的に記載してください) 平成元年度から平成22年度まで補助金交付実績は8件であり、件数としては少ない状況である。要因としては、長引く景気低迷や国内外の経済情勢により、企業の製造拠点が国内から海外へ移転が増すなか、誘致事業を実施するには最も相応しくない時期であるほか、工業団地がなく効果的なPRが難しい状況等がある。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください) 登別市企業立地振興条例、登別市企業立地振興条例施行規則

指標の推移							
区分	単位	区分	22年度 実績	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	企業誘致(増設)件数	目標値	1	1	1	1	1
		実績値	1				
	誘致(増設)企業の雇用者数	目標値	5	5	5	5	5
		実績値	20				

事業費の推移

区 分			単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称	千円						0
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称	千円						0
	一般財源	名称	千円	0	2,200	0	0	0	0
合 計				0	2,200	0	0	0	0
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	133	136			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		133	136			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 企業立地は市内の経済活性化と雇用機会を増大させる最も有効な事業であるため、市が事業主体として実施することは妥当である。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 専任部署により企業立地を重点的に推進していた時期には数社の進出が見られたが、近年は停滞している状況である。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 企業の立地は簡単ではないが、企業が市内に新たに立地を望むような環境づくりを実施する。近隣市に比べ優遇措置を遜色ないものに整備し、用地の取得の問題や地域資源の魅力を発信するなど立地に向けた事業を推進する
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 企業の立地を推進し、産業の振興と雇用機会の増大による持続的に地域経済の発展を目指すためには、現状における最低限の優遇措置に要する経費を削減することはできない。

担当グループによる評価

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	企業が立地を検討するうえで、自治体から享受する優遇措置は必要最低限なものである。そのため、近隣市との比較においても遜色ない措置が必要であり、これを継続する必要がある。
-----------	----------------------	---

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考
-----------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）